

条例による事務処理の特例について

I 中間報告で示された考え方

第2 現行制度の見直し

2. 中核市・特例市制度

(2) 具体的な方策

②都道府県からの事務移譲

今後、都道府県から中核市・特例市に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、中核市・特例市が多様である現状を踏まえると、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他については条例による事務処理特例制度を活用することについて検討すべきである。

条例による事務処理特例制度は、本来都道府県から市町村に事務の移譲を行う際に、両者間で適切に協議を行い、事務処理に必要な財源を適切に措置することにより、各市町村の規模・能力や地域の実情に応じた事務の移譲を行うことを企図した制度である。

しかしながら、移譲事務の内容については都道府県の意向が強く反映されているのではないかと、また、事務移譲に伴う財源措置が不十分なのではないかとの懸念も存在する。このような懸念を払拭するため、市町村の事情を十分踏まえて移譲が行われるようにするための方策について、引き続き検討する。

II 第25回専門小委員会において全国市長会が指摘した課題

- 権限移譲の決定権限が都道府県にあり、都道府県と市町村が実質的には対等となっていないため、市町村としては権限移譲を要望するだけになっており、真に市町村が求める権限の移譲が困難である。
- 事務処理の特例により市町村に権限を移譲する際には、併せて十分な財源と人材を移すことが必要ではないか。

Ⅲ 制度運用の現状

- 移譲対象事務をリスト化した「権限移譲方針」や時限的な「権限移譲推進計画」等、事務処理の特例に関する方針や計画等を策定している都道府県：41都道府県
(計画や方針等を策定していない都道府県においては、都道府県と市町村の間で定期的な会議を開催することなどにより権限移譲を推進。)
- 条例による事務処理の特例により市町村に移譲されている事務に係る法律数は、都道府県によって、17法律から120法律と大きく異なる(平成25年3月末時点。平均57法律)。

Ⅳ 解決に向けて考えられる方策

(1) 市町村との連携強化等、都道府県における制度運用の工夫による対応

都道府県によっては、Ⅱで示された課題に対し、制度運用上の工夫を講じているものも見られ、各都道府県において、地域における条例による事務処理の特例に関する実情を踏まえ、下記のような工夫を検討することが望まれるのではないかと考えられる。

①移譲対象事務について

- 都道府県が移譲対象事務のリストを作成する際には、あらかじめ市町村の意向を聞き取り、その反映に努めるなどの工夫が考えられないか。
- 市町村の意向を踏まえ計画的に権限移譲を行うためには、都道府県が策定する権限移譲推進計画に、都道府県と市町村の協議を経て、移譲事務や移譲対象市町村、移譲年度を具体的に定めることが考えられないか。

②人的支援について

- 移譲された事務について、事務処理体制の構築が困難な市町村に対し、市町村の要請に基づく地方自治法第252条の17の規定による職員派遣や、都道府県と市町村の間での人事交流の積極的な活用、事務単位での情報交換の場の設置などの人的支援が考えられないか。

③財政措置について

- 専門知識の習得等、事務処理体制の構築に要する初期費用について交付金を加算するなど、必要に応じて財政措置を拡充するほか、実態に即した需要額の積算となるよう、市町村の要望を踏まえ財政措置のあり方の見直しを定期的に行うことが考えられないか。

④その他

- ①～③の対応に加え、都道府県が市町村に対し、定期的に権限移譲の希望や移譲事務の執行に係る要望を照会することなどが考えられないか。

(2) 市町村における事務処理の特例の要請制度の活用

- 第27次地方制度調査会の答申を踏まえた平成16年の地方自治法改正により、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう、要請することができることとされたが（地方自治法第252条の17の2第3項及び第4項）、これまで本制度の活用実績はゼロである。市町村においては、本制度の活用を検討すべきではないか。

(参考)

○第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成15年11月13日)(抄)

条例による事務処理の特例は、都道府県の判断により都道府県の事務権限を基礎自治体に配分することを可能とする制度であるが、現行制度では基礎自治体の方から事務権限の移譲を求めることができないことから、基礎自治体が自らの判断により事務権限の移譲を都道府県に積極的に求めていくことができることとする必要がある。すなわち、都道府県知事の権限に属する事務の一部を処理することを求める基礎自治体は、都道府県に対し、事務処理の特例に係る条例の制定等を要請する旨の申出をすることができることとし、都道府県知事は、この申出を受けたときは、遅滞なくその申出を行った基礎自治体の長と協議しなければならない仕組みを導入することが適当である。

(参考) 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (抄)

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

- 2 前項の条例 (同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。) を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

(条例による事務処理の特例の効果)

第二百五十二条の十七の三 前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

- 2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができるものとする。
- 3 第一項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。